

## 生徒心得

## 服装・頭髪等規定

- 生徒は服装規定を守り、端正な服装をするよう心がける。
- 通学時には、必ず制服を着用する。
- やむを得ない理由で異装を必要とするときは、生徒指導部に届け出て許可を受ける。
- 服装に関しては別に定める。
- 冬服（10月中旬頃～5月中旬頃）
- 夏服（5月下旬頃～10月上旬頃）
- 学校指定販売業者以外での購入、修繕は認めない。

## 【令和5年度以前入学生】

## 1 詰襟学生服

## (1) 学生服（冬服上着）

- ・本校指定の詰襟服。
- ・日被連の定める標準型学生服であること（標準マーク入り）。
- ・黒色のラウンドトリムカラー。
- ・校章（カシメバッジ式）を右襟に付けること。
- ・指定ボタン（校章ボタン大・小）。科章・ホーム章は各販売店で付け、販売を行う。
- ・販売店マークを学生服に付けること。

※本校指定の学生服と同型の学生服を使用している中学校の卒業生で、引き続き本校での着用を希望する者は、生徒指導部に申し出て許可を受けることにより着用を認める。

## (2) ズボン

- ・黒色で日被連の定める標準型ズボン（標準マーク入り）。
- ・タックは1タックまで認める。
- ・ズボンのウエストは腰骨の上の位置で着用すること。
- ・ズボンベルト部分に校章の刺繍がある物（突き通しは不可とする）。

## (3) 夏服上着

- ・本校指定の校章入り白色カッターシャツ（綿35%・ポリエステル65%）。
- ・校章の刺繍が左襟にある物。
- ・裾は馬のり型とする（水平カットソーは許可しない）。
- ・ボタンダウン・開襟シャツ等その他本校指定以外は禁止とする。
- ・カッターシャツ下は肌着を必着用とし、色は白、黒、紺、ベージュのみとする。（ワンポイントは可）

## (4) その他

- ・冬季、学生服下に防寒でトレーナー等を着用してもよい。色は黒、紺のみとし、裾から出ないようにする。
- ・靴下の色は白・黒・紺とする。
- （くるぶしが隠れるものとし、ツーポイント・ワンラインは可とする）
- ・冬季のマフラー、防寒着については派手でないものとする。
- ・靴については、短靴で革靴のものであれば黒・茶、運動靴のものであれば派手でないものとする。

## 2 セーラー服

## (1) 冬服上着

- ・本校指定の黒色セーラー服。
- ・襟・カフスに白線3本交差しない。
- ・白ネクタイ（ネクタイ通しをつける）。
- ・左ポケットに胸章（校章・科章・ホーム章）をつけること。
- ・セーラー服下は肌着を必着用とし、肌着の色については白、黒、紺、ベージュとする。
- ・両手を水平に上げて肌着が見えないこと。
- ・冬季、セーラー服の上にカーディガンを着用する場合は、無地（ワンポイント可）で色は黒、紺のみとする。
- （丈が短い、オーバーサイズ、ダメージ加工等は禁止とする。教室に掲示する。）

## (2) 夏服上着

- ・本校指定の白色セーラー服（綿35%・ポリエステル65%）。
- ・長袖又は半袖・襟・カフス・黒線3本交差しない。
- ・紺ネクタイ（ネクタイ通しをつける）。
- ・セーラー服下は肌着を必着用とし、肌着の色については白、黒、紺、ベージュとする。
- ・両手を水平に上げて肌着が見えないこと。

## (3) スカート

- ・黒襷スカート。
- ・スカートは、膝が隠れる程度の長さであること。
- ・スカートのひだ数は24～28とする。
- ・スカート吊り（サスペンダー）は禁止とする。

## (4) その他

- ・靴下の色は白・黒・紺とする。  
（くるぶしが隠れるものとし、ツーポイント、ワンラインのものは可、ルーズソックス等は不可とする）
- ・ストッキングの色は、黒・ベージュとする。
- ・冬季のマフラー、防寒着については派手でないものとする。
- ・靴については、短靴で革靴のものであれば黒・茶、運動靴のものであれば派手でないものとする。

## 【令和6年度以降入学生】

### 1 男子体型

#### (1) 上着

すべて本校指定のものを着用すること。

##### ①ブレザー

- ・濃緑色の2つボタンタイプで、左襟に学校指定のバッジを付けること。

##### ②カッターシャツ

- ・半袖、長袖ともに白色で、左上腕部に校章の刺繍があるもの。
- ・カッターシャツ下は肌着を必着用とし、色は白、黒、紺、ベージュのみとする。（ワンポイントは可）

##### ③ネクタイ

- ・ブレザー、ベスト、セーターを着用したときには必ずつけること。

##### ④ベスト（自由購入アイテム）

- ・V字カットの白色で、左胸に校章の刺繍があるもの。

##### ⑤セーター（自由購入アイテム）

- ・V字カットの紺色で、左胸に校章の刺繍があるもの。

#### (2) ズボン

本校指定のものを着用すること。

#### (3) その他

- ・靴下の色は白・黒・紺とする。  
（くるぶしが隠れるものとし、ツーポイント・ワンラインは可とする）
- ・冬季のマフラー、防寒着については派手でないものとする。
- ・靴については、短靴で革靴のものであれば黒・茶、運動靴のものであれば派手でないものとする。

### 2 女子体型

#### (1) 上着

すべて本校指定のものを着用すること。

##### ①ブレザー

- ・濃緑色の2つボタンタイプで、左襟に学校指定のバッジを付けること。

##### ②カッターシャツ

- ・半袖、長袖ともに白色で、左上腕部に校章の刺繍があるもの。
- ・カッターシャツ下は肌着を必着用とし、色は白、黒、紺、ベージュのみとする。（ワンポイントは可）

③ネクタイ

・ブレザー、ベスト、セーターを着用したときには必ずつけること。

※リボンを選択してもよい。

④ベスト（自由購入アイテム）

・V字カットの白色で、左胸に校章の刺繍があるもの。

⑤セーター（自由購入アイテム）

・V字カットの紺色で、左胸に校章の刺繍があるもの。

⑥夏服セーラー服（自由購入アイテム）

・リボンを着用してもかまわない。（ネクタイは不可）

・スカートを着用とする。（ズボン不可）

(2) スカート・ズボン

・本校指定のものとし、どちらを着用してもよい。

・スカートは、膝頭にかかる程度の長さであること。

(3) その他

・靴下の色は白・黒・紺とする。

（くるぶしが隠れるものとし、ツーポイント、ワンラインのものは可、ルーズソックス等は不可とする）

・ストッキングの色は、黒・ベージュとする。

・冬季のマフラー、防寒着については派手でないものとする。

・靴については、短靴で革靴のものであれば黒・茶、運動靴のものであれば派手でないものとする。

### 指 導 規 定 一 覧

頭 髪 等 に つ い て	男 子 ※ 1	前	目にかからないようにする
		横	耳の中心が隠れない
		後	襟にかからない
		パーマメント等・毛染・脱色	禁止とする
		眉等の剃り込み	過度に手を加えないようにする
	女 子	前	目にかからないようにする
		横・後	肩にかからないことが望ましいが、肩にかかる場合は必要に応じて編むか結ぶ ※2
		パーマメント・カール・逆毛	禁止とする
		毛染・脱色	禁止とする
		眉の剃り込み等	過度に手を加えないこと
		ヘアバンド・リボン カチューシャ	禁止とする
		ゴム紐・ヘアピン	黒・紺・茶色は可とする
	装飾品・化粧	全て禁止とする	

※1 禁止としている頭髪等：過度なツーブロック、モヒカン、オールバック、ライン、左右非対称等

※2 禁止としている頭髪等：頭頂部・側頭部で髪を結ぶ・編む等

### 校 内 生 活

(1) 登校は8時35分までに、下校は17時までに終了しなければならない。所定の下校時刻以後校内に居残る必要がある場合は、関係教職員の許可を得なければならない。

(2) 始業時から放課になるまで許可なく外出してはならない。外出の場合は必ず生徒指導部(またはホーム主任)から外出許可を受けなければならない。

(3) 所持品には氏名を明記し貴重品は身につけ、盗難・紛失を避けるよう各自が注意しなければならない。万一盗難・紛失のあった場合は、すぐにホーム主任または生徒指導部に届け出ること。

- (4) 校舎・校具を大切にし、破損しないように注意しなければならない。破損した場合は必ずホーム主任に届け出て、その理由によっては実費を弁償させることもある。
- (5) 清掃は各ホームルームの分担区域を責任もって行き、下校時は戸締まり・消灯に注意しなければならない。
- (6) 校舎内では特に静粛を旨とし、他の迷惑にならないよう努めなければならない。
- (7) 課外時・休日等で校舎校庭を使用する場合は、関係教職員の許可を受けなければならない。
- (8) 校内外で掲示を行う場合は学校の許可を受けなければならない。
- (9) その他
  - ① 校舎・校具を使用する場合は必ず係の教員の許可を受ける。
  - ② 校舎・校具などを使用した後は責任をもって後始末をする。
  - ③ 校舎・校具などは丁寧に取扱い、破損したり汚したりしないように心がける。
  - ④ 校舎・校具が破損した場合は、すぐ係の教員の所へ届出し指示にしたがう。
  - ⑤ 各自の所有物には氏名を明記する。
  - ⑥ 外来者に対しては、礼儀正しく応対する。
  - ⑦ 休日の登校も制服（学生服・体操服・実習服・部活動指定ジャージ）を着用すること。

## 校外生活

- (1) 22時以降の外出はしないこと（21時までの帰宅を心掛ける）。  
（高知県青少年保護育成条例第19条 正当な理由がある場合を除き22時～翌4時までは青少年を外出させてはならない）
- (2) 外泊は必ず保護者等の承諾を得て行なわねばならない。

## 禁止事項

- (1) 高校生としてしてはいけない行為及び出入りしてはいけない場所（公営ギャンブル施設、居酒屋等）に出入りした場合や高校生としての本分に背く行為をした場合、法律に違反した場合はそれぞれ指導される。
- (2) 校内外生活指導に関する規則(指導対象となる事項)
  - ① 薬物乱用
  - ② 万引、窃盗、自転車・バイク等の使用窃盗(無断使用)
  - ③ 暴力行為(同席者も原則的に同一指導とする)  
※ 悪質な授業妨害、暴言、脅迫、いじめなど。
  - ④ 飲酒(同席者も指導する場合がある)
  - ⑤ 喫煙(同席者も指導する場合がある)  
※ タバコ所持(他人の物も含む)は喫煙とみなす。  
※ライター、マッチ所持については喫煙とみなす場合もある。
  - ⑥ 試験中の不正行為(試験会場への携帯電話の持ち込み含む)
  - ⑦ 交通に関する悪質な違反があった場合。
  - ⑧ 度重なる服装や頭髪等の違反は帰宅指導を行う。

## 交通に関する規則

### 基本方針

本校交通規則は、交通事故を防止するとともに、自他の生命の尊重という基本理念にたって、交通ルールの徹底を図り、高校生としての基本的生活態度を養うことを目的とする。

### (1) 自転車通学について

- ① 自転車通学生は、ステッカーを自転車後部の確認しやすい場所に貼ること。
- ② 自転車は校内の決められた場所へ駐輪すること。
- ③ 雨天時は、必ずカッパを着用し、傘さし運転をしないこと。
- ④ 二人乗りや並列、携帯電話・イヤホンを使用しての運転はしないこと。
- ⑤ ヘルメットの着用を心掛ける。(努力義務)

### (2) 原付免許取得について

- ① 原付免許取得希望者は、保護者等同伴で原付免許取得説明会に必ず参加すること。  
※ 全体説明会は、各学期の終業式当日に実施予定。
- ② 長期休業中を利用して免許取得をすること。
- ③ 免許取得許可願は、ホーム主任と相談し、生徒指導部に提出すること。
- ④ 免許取得者は、安全運転を確約する誓約書を保護者等連署のうえ学校長に提出すること。
- ⑤ 原動機付自転車（50cc）以外のバイク免許の取得は許可しない。
- ⑥ 免許証の写真は本校指定の学生服であること。(学生服でない場合は再発行となる)
- ⑦ 免許の無断取得(生徒指導の対象)、無許可通学、その他交通に関する規則に違反した者に対して免許証預かり指導等を行なう。

### (3) 使用バイクについて

- ① スクータータイプに限る。  
\*スクータータイプ以外の原付使用の場合は免許証預かり指導とする。
- ② ヘルメットはフルフェイス型（シールドは透明）とし装飾のないもの。
- ③ 任意保険に加入することが望ましい。
- ④ バイクの貸借はしないこと。
- ⑤ 保護者等の許可のない遠乗りはしないこと。
- ⑥ 遅刻・早退・怠学・その他生活態度の乱れがないように。
- ⑦ バイク取得時には、バイクのナンバー登録用紙を生徒部に提出すること。  
※ バイク通学以外の生徒も提出のこと。

### (4) バイク通学について

- ① バイク通学は許可制とし、通学区域は以下に定める条件を満たさなければならない。  
※ 交通道徳を守り、交通社会の一員として、安全運転に努められる生徒であること。  
※ 国道を基準とし、原則通学距離が6 km以上20 km未満の範囲で通学を許可する。  
※ 通学距離20 km以上のものは、最寄の駅又はバス停までの通学使用は許可する。
- ② バイク通学者は通学許可証（ステッカー）を後部に貼ること。
- ③ 登録車両以外のバイクでの通学は禁止する。
- ④ 駐輪は必ず指定の場所で行なうこと。
- ⑤ 休み時間・昼休みのバイク使用は禁止する。ただし、特別な理由のある場合はその旨をホーム主任・生徒指導部（交通係）に連絡し、外出許可証を受け取り携行すること。
- ⑥ バイク通学生以外のものは、休日であっても乗り入れを禁止とする。(運転免許証預かり指導となる)

### (5) 四輪免許取得について

- ① 入校希望者は、保護者等同伴で四輪免許取得説明会に必ず参加すること。
- ② 成績・生活態度が良く卒業見込みの者で、就職に必要なもの及び進路決定している者に取得を許可する。(卒業見込みの者については、二学期期末試験以降はこの限りではない)
- ③ 自動車学校への入校は、8月最後の入校日からとする。
- ④ 自動車学校入校許可願は、保護者等、ホーム主任と相談し、生徒指導部に提出すること。

- ⑤ 自動車学校の講習・試験等は、学校（幡多農）を休んで受講・受験しないこと。
- ⑥ 学校行事や定期試験発表日から試験終了までの期間は自動車学校の受講は禁止とする。
- ⑦ 本校卒業までに自動車学校を卒業した場合には、自動車学校の修了証書を学校（幡多農）に預けること。
- ⑧ 免許センターでの学科試験は、本校卒業後とする。
- ⑨ 自動車学校での受講態度は、本校生徒としての自覚をもって受講すること。

## (6) その他

- ① 重大事故につながる交通違反行為があった場合には、厳しい指導を行う場合がある。
- ② 交通違反や事故を起こした場合、すぐにホーム主任・生徒指導部（交通係）に報告すること。

## アルバイト・ボランティア活動・携帯電話及び諸願・諸届について

### (1) アルバイトについて

- ① アルバイトをする場合は必ず事前にホーム主任と相談し、生徒指導部にアルバイト許可願を提出し、許可を得ること。
- ② アルバイトは、家庭に経済的理由等があり、保護者等からの申し出がある場合は、立ち入り禁止場所を除いて認めることがある。職種・時間帯により許可しない場合がある。また、定期試験期間中は禁止とする。（新聞配達等については、試験期間中も認める場合がある。）
- ③ 成績不良の場合や教育上支障があると認められた場合はアルバイトの許可はしない。なお、アルバイトに際しては勉学をおろそかにしないこと。また、欠点がついた場合はアルバイトを禁止する。（欠点がなくなれば再度許可する。）
- ④ 本校生徒としての品位を保つこと。
- ⑤ 21時までに帰宅すること。
- ⑥ 1年生は、1学期の成績が決定するまで認めない。

### (2) 携帯電話について

携帯電話の校内への持ち込みを希望する者は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、ホーム主任・生徒指導部へ届け出ること。なお、下記の事項に違反した場合は、生徒指導や携帯電話の預かり等の指導を行なう。

#### ・携帯電話に関する注意事項・校内でのマナー

- ① 朝の読書以前・昼休み・放課後以外の使用は禁止する。  
（必ず電源をOFFにしてカバンの中へ入れておくこと）
- ② SNSなどで他人を誹謗中傷する行為は絶対にしないこと。（生徒指導の対象）
- ③ 本人の許可無く写真を撮らない。また、他人が写っている写真・動画を無断でSNS上に載せることは絶対にしないこと。
- ④ 時間と場所を考慮し、他の人の迷惑にならないように節度ある使用を心がけること。
- ⑤ 定期試験教室に持ち込んだ場合は、教務部の定める試験の注意事項にもとづき不正行為とみなす。（生徒指導の対象）

### (3) 諸願、諸届について

- ① アルバイト許可願、原付免許取得許可願、バイク通学許可願、携帯電話持ち込み申請書及び自動車学校入校願等は保護者等の承諾を必要とする（所定の用紙は生徒指導部に保管）。
- ② 上記の諸願・諸届の必要が生じた場合はホーム主任に申し出、生徒指導部の指示を受けること。